

学生の自動車通学に係る入構及び駐車について

〔平成 17 年 2 月 8 日
交通安全対策委員会決定
改正 平成 18 年 3 月 6 日〕

国立大学法人筑波大学学内交通規制実施要項（平成 17 年 2 月 8 日制定）第 19 項の規定に基づき、学生の自動車（自動二輪車を除く。）による通学に係る筑波地区構内（学生宿舎区域を除く。以下「構内」という。）への入構及び駐車については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

1. 自動車通学禁止区域の設定並びに駐車証、臨時駐車証、臨時入構証及び特定駐車証（以下「駐車証等」という。）の交付について
 - (1) 原則として、学生の所属する学群・大学院研究科対応の支援室（以下「対応支援室」という。）から、半径 2 km 未満の地区及び学生宿舎区域を自動車通学禁止区域とし、この区域に居住する学生が通学のため自動車で構内へ入構し、及び駐車することを禁止する。ただし、身体に障害を有する等特別な事由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 自動車通学禁止区域外に居住する者及び身体障害者については、当該学生の申請により、駐車証等を交付する。
 - (3) 第 1 号ただし書に規程する特別な事由は別表のとおりとし、同表の事由に該当する者については、当該学生の申請により、臨時駐車証又は臨時入構証を交付する。
 - (4) 特定日時（夜間（午後 6 時から翌日午前 8 時まで）、日曜日、土曜日及び祝日）に限り駐車場に駐車する学生については、当該学生の申請により、特定駐車証を交付する。
2. 駐車証等の交付申請書及び駐車証等の様式等について
駐車証等の交付申請書は別記様式第 1 のとおりとし、交付申請に際しては、学生証及び免許証の提示並びに車検証、自家用自動車保険（任意保険）証及び居住地を証明する書類の写しの提出を求めるものとする。
3. 駐車証等の交付手続について
駐車証等の交付に関する手続は、当該学生の対応支援室において行う。
申請は、原則として、特別な事由により入構及び駐車を希望する者にあっては利用の前日までに、特定日時に限り入構及び駐車を希望する者にあっては利用の 1 週間前までに行うものとする。
4. 駐車証等の有効期限等について
 - (1) 駐車証の有効期限は、駐車証等に記載された期日又は期間とする。
 - (2) 駐車証等の交付を受けた者は、指定された駐車場のみ利用することができる。

5. 駐車証等の返還

駐車証等の交付を受けた者が、自動車通学禁止区域に居住する等交付の事由が消滅したときは、すみやかに、駐車証等を返還しなければならない。

6. その他

(1) 筑波大学学内交通規制実施要項等に違反した者については、駐車証等の交付を取り消す場合がある。また、駐車証等が表示されていない自動車は、違反車両として取り締まる。

(2) 駐車場において発生した盗難、事故等については、本学は一切責任を負わない。

(3) 通学以外の自動車による構内での移動を原則として禁止する。

附 記(平成18年3月6日)

1 春日地区については、平成19年4月1日から適用するものとする。

事由	期間等	確認方法
① 実験・実習、卒業論文、修士論文、博士論文作成等又は課外活動が深夜に及ぶため、自動車による通学がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	申立書（別記様式第2）
② 本学と他の研究機関等とを頻繁に行き来して研究しており、当該研究機関等と本学間が比較的遠距離で、かつ交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	学外研修手続書類等
③ 教育・研究又は課外活動に伴い機器・資材等を搬入するため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
④ 授業等で野外調査等を行う際、大学から自動車で現地に行くため、一時的に自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑤ けが・病気等のために、歩行、自転車・バス等の利用が困難、又は通学前等に通院するなどのため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	週単位 月単位 学期単位 年単位	医師の診断書
⑥ 同じ研究室等に身体障害者がおり、自動車で送迎しているため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	身体障害者手帳（写し）
⑦ 夫婦共稼ぎ等で、子供を保育園等に送り、登園時間の都合上自動車で通学しなければ授業に間に合わないため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	入園許可書等（写し）
⑧ 親が病気等の理由で、アパートと自宅から日々位の割合で通学しており、自宅へは交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	申立書（別記様式第2）
⑨ アルバイトにより生活費を捻出しており、授業終了後直ちにアルバイト先へ自動車で行かなければ就業時間に間に合わないため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	就業証明書 (別記様式第3)
⑩ その他特別な事情により学生の所属する各組織の長が認める場合	日単位 週単位 月単位 学期単位 年単位	申立書（別記様式第2）

指導教官・顧問教官 殿

私は、別紙のとおり臨時駐車証の交付申請をしたいので、下記の申請事由について証明願います。

氏名 _____

申立書

所属 _____

氏名 _____

申請事由

標記学生の臨時駐車証の申請事由に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

指導教官・顧問教官 _____ 印

就業証明書

国立大学法人 筑波大学長 殿

1. 氏名

2. 所属

3. 就業期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 就業時間帯 時 分 ~ 時 分

5. その他

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印